

介護保険システム等標準化検討会 （第3回）

令和6年度下期に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和6年9月27日

事務局提出資料

1. 令和6年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書第4.0版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応(上期継続検討事項)	制度改正	2頁	令和7年1月
2	eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応	制度改正	3頁	
3	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直し(令和7年8月施行) ※ 標準仕様書へ影響がある場合に限る。	制度改正	4頁	

・上記の他に、検討課題や、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを行う場合もあります。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応(上期継続検討事項)」は、第4.0版としては令和6年7月の全国意見照会時点の対応案のとおりとしつつ、全国意見照会でのご意見や介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールに関する介護保険部会の議論も踏まえ、下期の継続検討事項として整理した内容に関する検討になります。

介護分野におけるDXの推進への対応③

- 介護情報基盤と連携する情報から、標準仕様書に追加する機能要件は以下のとおりです。
機能要件の詳細は、(別紙2)機能・帳票要件の「1.介護保険共通」を参照ください。

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

No	情報名	機能要件(案)
1	介護保険被保険者資格情報	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目やAPI連携の仕様等については、「※※※※※インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること
2	介護保険被保険者証情報	No.1と同様。
3	介護保険被保険者負担割合情報	No.1と同様。
4	介護保険被保険者減免減額認定証情報	No.1と同様。
5	介護保険要介護・要支援認定情報	No.1と同様。
6	介護保険主治医意見書等情報	介護情報基盤に、介護保険主治医意見書等情報を照会する。 ※1 連携項目やAPI連携の仕様等については、「※※※※※インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 随時で連携できること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 照会した結果(成功、失敗)も確認できること ※5 照会した情報は介護保険システムに取り込み、利用できること
7	介護保険認定審査会資料情報	No.1と同様。
8	要介護認定進捗状況情報	No.1と同様。
9	居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報	No.6と同様。
10	介護保険住宅改修費利用情報	No.1と同様。
11	介護保険福祉用具購入費利用情報	No.1と同様。

○ 提示された連携対象の情報
が加除された場合は内容に合
わせて、機能要件も対応しま
す。

○ ※1〜4はPMH連携の仕様
を参考に想定される連携方式
や連携頻度等を記載していま
すが、今後、介護情報基盤に
関するインタフェース仕様等
の内容に倣い、変更する可能
性がごあります。

- ※ 各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等については、介護保険システムと介護情報基盤の連携は、総務省が規定する「地方公共団体に求める情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に自治体が個別判断することとする旨を記する予定です。
- ※ 連携機能に關する機能要件が追加されるので、機能別調達仕様へ追加がデジタル庁へ調整予定です。
- ※ 連携する情報（データ項目）のうち、第3版にて規定していない項目「所属者番号パスワード」に所属者の提出可否オプションを追加、「所属者メールアドレス」を標準オプションから実装必須に変更します。

介護分野におけるDXの推進への対応④

- 介護情報基盤と連携する情報の機能要件における実装区分と適合基準日は、以下のとおりとする予定です。
機能要件の詳細は、(別紙2)機能・帳票要件の「1.介護保険共通」を参照ください。

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- なお、介護情報基盤との連携機能は、政策上必要なものとされているため、実装区分は実装必須とし、適合基準日は、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとされていることにあわせ、「令和8年4月1日」としています。

No	情報名	実装区分		適合基準日
		介護保険システム	認定審査会システム	
1	介護保険被保険者資格情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
2	介護保険被保険者証情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
3	介護保険被保険者負担割合情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
4	介護保険被保険者減免減額認定証情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
5	介護保険要介護・要支援認定情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
6	介護保険主治医意見書等情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
7	介護保険認定審査会資料情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
8	要介護認定進捗状況情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
9	居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
10	介護保険住宅改修費用情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
11	介護保険福祉用具購入費用情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日

※No.1～4、9～11の情報は、認定審査会システム側で管理する想定はないため、「実装不可」としています。

5

出展：「介護保険システムの標準仕様書【第3.0 版】」の改版に向けた意見照会について（依頼）の資料№02「標準仕様書【第4.0 版】案に関する意見照会について」より抜粋

第4.0版にて追加した機能要件の適合基準日については、介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールに関する介護保険部会の議論も踏まえ、検討会・WTにて必要な検討を行い、検討結果を踏まえ、標準仕様書を適宜見直す予定です。また、介護情報基盤のインタフェース仕様を踏まえた必要な見直しや、構成員からのご意見や意見照会でのご意見を踏まえた修正を行う予定です。

3. 検討論点2の概要について

- 検討論点2「eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応」は、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）及び「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」（令和5年10月6日関係府省庁連絡会議決定）等にて、遅くとも令和8年9月までに措置を講じるとされています。総務省・地方税共同機構より提示されます「eLTAX仕様書」等の内容を踏まえ、標準仕様書に反映する予定です。

6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	（前段）遅くとも令和8年9月までに措置、（後段）前段の時期以降速やかに措置 （前段）デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 （後段）デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省
---	--------------------	--	--

出展：規制改革実施計画 P30「Ⅱ 実施事項 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大（4）公共」より抜粋

2. 全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した公金納付を行うことを可能とする取組 デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う。 ① いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金 いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAX を活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。 また、これらの公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書に eLTAX を活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。 4. 今後の取組のスケジュール 本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。 その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までに eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指す。
--

出展：「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」より抜粋

「eLTAX仕様書」等の内容を確認した上で機能要件や帳票要件等の対応案（適合基準日を含む）を作成し、検討会・WTにて必要な検討を行い、検討結果を踏まえ、標準仕様書へ反映する予定です。

4. 検討論点3の概要について

(再掲) 介護保険システム等標準化検討会
(第1回) 令和6年5月24日【資料2】

- 検討論点3「第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(多床室の室料負担の見直し)」の概要は以下のとおりです。令和6年度の検討状況を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)④

(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

(能力に応じた全世代の支え合い)

◆ 介護保険制度改革(利用者負担(2割負担)の範囲の見直し、多床室の室料負担の見直し)

- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度～)の前までに、結論を得る。
 - (i) 利用者負担の「一定以上所得」(2割負担)の判断基準10について、以下の案を軸としつつ、検討を行う。
 - ア: 直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。
 - イ: 負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。
 - (ii) (i)の検討に当たっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始する。
- ・ 令和6年度介護報酬改定で決定した、一部の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しを着実に実施する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

(注) 令和6年度予算編成 大臣折衝事項(令和5年12月20日)(抄)

介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しについては、介護給付費分科会における議論を踏まえ、一部の施設(介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」)について、新たに室料負担(月額8千円相当)を導入する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。(令和7年8月施行)

多床室の室料負担の見直しについては、施行時期を令和7年8月とされているため、今後の検討状況を踏まえ、標準仕様書の見直し等の必要な検討を行います。

【出典】令和5年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 老健局総務課資料(令和6年3月8日)

「多床室の室料負担の見直しについて」の検討結果により、標準仕様書に影響がある場合は、所要の改定を行う予定です。